

新庄村教育振興基本計画

令和7年4月

新庄村教育委員会

はじめに

私たちは、人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報化の進展など、激しく変化する社会の中で暮らしています。このような社会の急速な変化は、今後、さらに進展するものと考えられます。そこで、「多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手」を育成していくためには、教育の果たす役割がますます重要になっています。

「新庄村教育振興基本計画・後期計画」は、教育を取り巻く環境の変化を踏まえて、本村の教育に関わる児童生徒、教職員、保護者、村民等様々な方々の思いを汲み、今後5年間に本村教育の進むべき方向性を明らかにしました。

子どもたちは、教育や学びを通じて、自らの可能性を伸ばすとともに、地域とのふれあいやつながりを深めることができます。そして、様々な体験や人とのかかわりの中で、ふるさとを愛する心や豊かな人間性、道徳性を身に付けていきます。

本村では、平成31年度に学校運営協議会を設置し、地域学校協働本部事業と連携しながら、地域と学校が子どもたちの成長を見守り、支える土壌があります。子どもたちの教育を進めるうえでこれほど心強いことはありません。

子どもたちは、新庄村の未来を担う大きな財産です。子どもたちが夢をもって、自らの可能性を伸ばし、人とのつながりを大切にしながら、心豊かに生きることができるよう「ともに学ぶ」教育を充実発展させてまいります。

最後に、本計画の策定にご協力いただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本村教育の目指す姿の実現に、村民の皆様からのご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

新庄村教育委員会
教育長 石倉須美江

も く じ

第1章 新庄村教育振興基本計画の策定

1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 策定期間	1
4 策定手順	1

第2章 新庄村の教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化	3
2 これまでの取組の状況	6

第3章 新庄村教育振興基本計画の基本構想

1 基本構想の骨子	8
2 本村が目指す教育	8
3 基本目標	9
4 基本方針	10
5 点検・評価等	11

第4章 新庄村教育振興基本計画の施策の展開

基本方針（1） ア 子どもに関する教育 （学校における子ども教育）

施策1 保・小・中を通して一貫したカリキュラムマネジメントによるきめ細やかな教育を推進します。	12
施策2 小中一貫教育を基盤とし、指導力のある優秀な教員の育成と学力向上につながる教育環境づくりを行います。	15
施策3 地域とともにある開かれた学校づくりに取り組みます。	17

基本方針（1） イ 子どもに関する教育 （地域における子ども教育）

施策4 新庄村の「人材と資源（ふるさと新庄）」を活用し、地域に根ざした教育を進め、郷土愛や道徳心・探求心を育みます。	18
施策5 グローバル社会に対応する人材や未来を切り拓いていける人材を育みます。	20
施策6 スポーツや文化・芸術に親しむ機会を作り、健やかな体と心を育みます。	21

基本方針（２） 生涯学習

- | | | |
|-----|--|----|
| 施策７ | 子どもから大人まで学習やスポーツを通して交流できる場を提供します。・・・・・・・・・・ | 22 |
| 施策８ | 地域団体や郷土出身者を活用して文化的な活動を実施します。・・・・・・・・・・ | 24 |
| 施策９ | 地域の伝統や文化の維持向上を図るとともにライフスタイルにあったスポーツの振興を図ります。・・・・・・ | 25 |

【資料等】

- | | | |
|-----------------------|------------|----|
| ・用語解説（文中の※） | ・・・・・・・・・・ | 27 |
| ・新庄村教育振興基本計画策定委員会設置規則 | ・・・・・・・・・・ | 29 |
| ・新庄村教育振興基本計画策定委員会 | ・・・・・・・・・・ | 31 |

第1章 新庄村教育振興基本計画の策定

1 策定の趣旨

令和2年度を初年度とした「新庄村教育振興基本計画・前期計画」の計画期間が令和6（2024）年度で終了します。前期計画期間中の社会情勢の変化や、これまで進めてきた取組の成果と課題を踏まえるとともに、「第2期新庄村振興計画・総合戦略」における教育分野施策の具体化、各種計画等との整合を図りながら、地域性や独自性を持たせつつ本村の教育が進むべき方向を明らかにし、推進のための計画を村民に示すことを目的として、「新庄村教育振興基本計画・後期計画」を策定します。

2 位置付け

○法的な位置付け

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画とします。

○本村の上位計画等との関係

「新庄村振興計画・総合戦略」の施策をより具体化するため、新庄村長が新庄村教育委員会と協議し定めた「新庄村教育大綱」を指針として策定する本村の教育行政における総合計画とします。

3 策定期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 策定手順

国（文部科学省）

教育基本法（H18.12）

【教育の目的】（教育基本法第1条）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【第4期 教育振興基本計画】（教育基本法第17条第1項）

第3期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢の不安定化は予測困難な時代を象徴する事態であった。このような、危機に対応する強靱さを備えた社会をいかに構築していくかという観点に基づく、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものである。

岡山県

第3次岡山県教育振興基本計画（R3. 2）

【基本目標】 「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成

子どもたちに育みたい資質能力を踏まえ、上記のとおり本県教育の基本目標を掲げ、目標の実現に向けて取組を進めます。

新庄村

新庄村振興計画・総合戦略

【基本理念】

ア 安全で安心して暮らせるむらづくり

イ 豊かな自然を次世代に引き継ぐむらづくり

【将来目標】

ア 将来像

自然豊かなこの地で、心豊かな人材を育むとともに、地域産業を発展させ、みんなが安心して笑顔で暮らせる村を目指します。

【基本方針】 （教育分野）

- ・地域文化と心豊かな人を育む村

新庄村子ども条例 新庄っ子「宝」憲章

新庄村教育大綱

新庄村子ども・子育て支援事業計画（「子ども・子育て支援新制度」※1）

新庄村小中一貫教育校設置基本方針

【基本目標】

夢や希望をもち心豊かにたくましく未来を切り拓いていける人材の育成

○夢や目標の実現を目指して努力する人

○ふるさとを愛し活力あるまちを創る人

○知・徳・体の調和のとれた成長をする人

新庄村教育振興基本計画(R7. 4)

○教育基本法第 17 条第 2 項に基づき策定する

○新庄村振興計画・総合戦略を上位計画とする

○新庄村教育大綱を指針とする

○新庄村の地域性や独自性を取り入れた計画とする

○10 年計画の後半5年間で取り組む計画とする

第2章 新庄村の教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会と人生 100 年時代の到来

わが国の総人口は、平成 20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、令和 12（2030）年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、65 歳以上の中でも 75 歳以上が多数を占め、現在よりも寿命がさらに延びていくとの指摘もあります。本村においても少子高齢化はより一層進むとともに、人口減少は急速に進んでいくと予想されます。

このような人口減少や少子高齢化の進展は、労働力人口の減少や経済規模の縮小などの社会経済・雇用環境への影響だけでなく、子育て・教育環境や生涯学習の在り方にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

一方、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されており、人生 100 年時代をより豊かに生きることができるよう多様な学習の機会や情報の提供など生涯を通じた学びを推進する環境整備が求められています。

そこで、今後活力ある新庄村にするためには、村民全員がお互いのコミュニケーションを大切にしながら、「誰もが住みたいと願う村づくり」をめざす必要があります。それを実行するのは、「人」そのものであると考え、社会に貢献できる人材を育成しなくてはなりません。そのために、社会教育環境はもちろんのこと、学校教育環境を充実させていく必要があります。

(2) 超スマート社会（Society5.0）※2の到来

近年、ICT※3などの分野における技術革新は目覚ましく、令和 12（2030）年頃には、AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。技術革新の進展により、これまで人間にしかできないと思われていた仕事がAIやロボットなどに代替できるようになる可能性やこれまでになかった新しい仕事生まれることによる雇用形態や労働市場の変容が予想されます。実際、新庄村の田園風景を見回すと、今では農作業は機械化され、田植えも稲刈りも1人ないし2人で行われており、多くの人たちの手作業はほとんど必要なくなりました。今後はセンサーやGPSなどの活用が進み、無人農作業機械による耕作や田植え、ドローンによる種蒔きや薬剤散布など、人が機械を操縦することもなく農作業をする方法が研究されています。また、全国的に見るとAIやビッグデータを活用した、かつては、考えもしなかった野菜の栽培方法が、今では当たり前のように行わ

れています。農業一つとってもこのように大きな変革がすさまじいスピードで進んでいます。

このように社会構造が急速に変革する中で、令和 12（2030）年以降の子どもたちの社会を展望した教育政策を進めていくためには、各種教育政策を今後5年間で着実に推進していく必要があります。人生 100 年時代、今の子どもたちは 2100 年以降まで生き抜くことになります。そのような、長期にわたる未来を展望しようとするとき、技術革新の動向や人々を取り巻く社会環境、そのときの教育の姿を現時点で明確に描ききることには限界があります。しかし、どのような社会になろうともより豊かに生き、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のために貢献できる資質・能力を身につけられるようにしていくことがこれからの教育に求められます。

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国にはそれらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。平成 27（2015）年に国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととされ、社会のあらゆる主体に SDGs の達成に向けた取組の推進が求められています。

一方、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しています。欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うことになり、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化していることから、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想されています。こうした社会においては、言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図りながら、柔軟に対応できる人材の育成とともに、グローバルな視点をもって、豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が重要になります。

(4) 子どもたちを取り巻く状況の変化

人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展など、将来の予測が困難な時代の到来に向け、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」といった視点を踏まえた新学習指導要領が小・中・高等学校で順次実施されています。また、GIGA スクール構想（一人1台端末の使用等）により、多様な子どもたちに対して ICT を活用することで、個別最適な学びと協働的な学

びの一体的な充実を図ることが求められています。

一方、児童生徒のスマートフォン等の利用時間の増加、自然や文化芸術等の体験活動の機会の減少、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校生活の変化、中学校部活動の地域移行等、子どもたちを取り巻く状況が大きく変化し、様々な価値観による多様な教育的ニーズが顕在化しています。こうしたことから、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長に向けた教職員の働き方改革の推進とともに、社会のニーズに対応した各種教育の推進が強く求められています。

(5) 地域コミュニティの衰退と郷土愛の希薄化

全国的な人口の流出と少子高齢化の進行、地域経済の低迷などにより、コミュニティ内における世代間の交流機会の減少やつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティの活力や自治機能の低下が懸念されています。また、地域の伝統・文化や生活に愛着を持ち、活力ある地域を創っていかうとする地域を愛する気持ちが薄らいでいます。このため、地域の自然や生活に親しみ、歴史や伝統・文化を学び郷土愛を育てるために教育を基点としたコミュニティの活性化が強く求められています。そして、住民一人ひとりが自治・協働の意識を高め、女性や若者の参画などによる、まちづくり活動の地域リーダーや後継者を育成する必要があります。

(6) 家庭・地域の教育力と規範意識の低下

都市化と過疎化、核家族化などの家族形態の変容、共働きなどライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域の絆が弱まりその教育力が低下しています。このことは、規範意識の低下や、子どもの問題行動、非行の増加にもつながっています。

こうした社会状況において、学校と家庭・地域さらには関係機関が連携し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、心の教育や人権教育の充実、さらには規範意識の醸成等に積極的に取り組むことが重要となっています。

(7) 進路選択と職業観・勤労観の変化

経済・産業の構造的変化や雇用の流動化が進む現代社会において、価値観やライフスタイル、さらには職業観・勤労観が多様化し、若者の就職や進学などの進路に関わる環境は大きく変化し、将来の生き方や生活設計が描きにくくなっています。そして、職業観・勤労観の未熟さや、社会人や職業人としての資質・能力の不十分さが指摘されています。

このような中で、将来の夢や志を持ちそれを実現するために努力することの大切さを学ぶとともに、正しい職業観や勤労観、さらには社会の変化や様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を身に付けることが求められています。

2 これまでの取組の状況

「新庄村教育振興基本計画」（令和2年4月策定）においては、「夢や希望をもち心豊かにたくましく 未来を切り拓いていける人材の育成」を基本目標とし、次の基本方針に基づき、各種施策を推進してきました。

（1）心身ともにたくましい新庄っ子を育てます。

就学前教育から学校教育までの一貫した教育により、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」などたくましく生きる力を育むとともに、子どもたちが自立し、生涯にわたって学び続ける基礎となる力や、社会の一員として積極的に社会の発展に貢献できる力を育むため、「小中一貫教育全体構想図」に基づき、9年間を見通した一貫教育を推進しました。また、保小接続カリキュラムの実施や幼児と児童が関わる機会を多く設け、保育所と小学校の連携強化に努めました。0歳から10歳の間に育成されると研究される非認知能力について、家庭、学校、保育所が連携して取り組みました。

子どもたちがふるさと新庄に対する理解を深め、郷土に対する愛着と誇りを育めるよう、新庄の歴史、文化、未来を考える「ふるさと新庄学」を実践し、地域に根ざした教育を進めました。また、伝統行事や文化活動に興味を持ち、積極的に参加できるよう取り組みました。

（2）地域ぐるみで子どもを育てる特色ある環境づくりをします。

教職員の資質向上のための研修機会の提供、学校の課題に応じた人的配置を整備し、指導体制の充実を図りました。地域全体で子どもを育てる体制を整えるため、コミュニティ・スクール※4を進めました。

学校施設については、職員室の一本化、小学校保健室の移設、トイレの洋式化、体育館等のLED化、手すりやスロープの一部設置等の施設整備を計画的に進めるとともに、授業用のタブレット型パソコンや校務支援システムの導入等、ICT環境の整備を進めました。

新庄村公民館のあり方検討委員会からの答申（令和3年11月答申）や地域要望等を踏まえ、子ども第三の居場所を設置しました。

（3）人生100年時代を豊かに生きる生涯学習の振興を図ります。

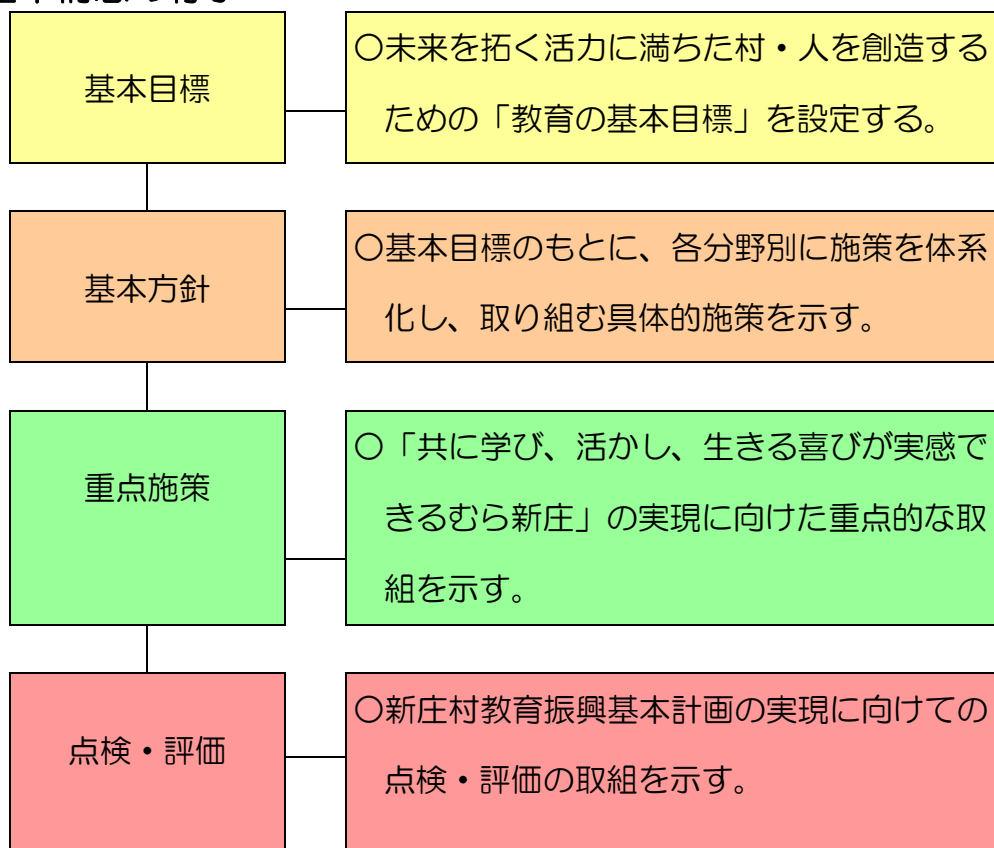
地域の特性や住民ニーズに応じた、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供し、その成果を自己の成長と地域の活性化に生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりに努め、その拠点施設として、新庄村公民館及び図書室の土日開館、学校施設の開放を行いました。

また、地域の財産を次代へ継承していくため、文化財の適切な保存・管理や「中ノ谷

横穴墓」の調査・研究・報告会を行うとともに、伝統芸能・文化団体等の支援・連携を図りました。これまでの取組を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や新たな課題も踏まえたさらなる取組を推進していく必要があります。

第3章 新庄村教育振興基本計画の基本構想

1 基本構想の骨子



2 本村が目指す教育

○ “未来に生きる力”を育むために、一人一人の個性と可能性を伸ばし、人として自立し、新たな課題に立ち向かい、たくましく生きることができるよう、発達段階に応じた質の高い教育を進めます。

◆子どもたちの、“未来に生きる力”の要素である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成します。自己の個性や可能性を最大限に発揮し、変化の激しいこれからの社会に対応し、自立した一人の人間として主体的に判断し、新たな課題に立ち向かうことのできるたくましく生き抜く力を育てるために、就学前から小・中学校における各段階の学校教育の充実と質の向上を図ります。

○生まれ育ったふるさとを愛し誇りに思い、世代を超えて一緒になって地域活動やむらづくり活動に主体的に参画し、地域の発展に貢献できる人材を育てるた

めに、ふるさと新庄に学ぶ教育を積極的に進めます。

- ◆新庄のすばらしい歴史や伝統文化、芸能等を学び伝える活動や地域人材、豊かな自然環境を生かした体験活動・ボランティア活動、環境教育の充実などに取り組み、地域の特性を理解し、ふるさとを大切に思いその発展のためのむらづくり活動へ積極的に参画することのできる人材を育てます。

○家庭や地域の教育力を高め、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携して地域社会全体で子どもを育む教育を進めます。

- ◆家庭や地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が連携・協力し地域コミュニティの絆を強めることで、子どもの基本的な生活習慣の定着と、道徳性や規範意識の向上を図るとともに、安心安全なむらづくりを進め、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

○文化やスポーツの振興を図り、生涯にわたって自ら学び、高めるとともに、その成果を生かすことができる教育環境づくりを進めます。

- ◆いつでも、どこでも、誰でもが地域のすばらしい伝統・文化や優れた芸術に触れたり、スポーツに親しんだりすることのできる機会を積極的に提供し、「学びとスポーツの輪」を広げます。そして、その成果を地域社会のために生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりを進めます。

3 基本目標

夢や希望をもち心豊かにたくましく

未来を切り拓いていける人材の育成

- 夢や目標の実現を目指して努力する人
- ふるさとを愛し活力あるむらを創る人
- 知・徳・体の調和のとれた成長をする人

- ◆新庄の未来を拓く原動力は、“人づくり”にあります。知＝「確かな学力」、徳＝「豊かな心」、体＝「健やかな体」が調和した“生きる力”を身に付けた人を育てます。また、大きな志を持って夢や目標を実現するために精一杯努力するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、その発展に積極的に参画・貢献できる人材を育成します。

4 基本方針

(1) 子どもに関する教育

ア 学校における子ども教育

- ・就学前教育の充実と小中一貫教育の充実
- ・未来を切り拓く学力・体力の向上
- ・特別支援教育の推進
- ・地域とともにある学校づくり
- ・学校施設・設備の充実
- ・道徳教育の充実

◇就学前教育から学校教育までの一貫した教育と児童生徒個々人に向き合った教育により、確かな学力、個の能力、豊かな心、健やかな体、たくましく生きる力を育みます。そのために、教職員の資質向上、より良い教育環境づくり、安心安全な学校施設整備を進め、教育環境の充実を図ります。

子どもたちが自立し、生涯にわたって学び続ける基礎を身につけ、社会の一員として積極的に社会の発展に貢献できる力を育みます。

イ 地域における子ども教育

- ・ふるさと新庄学による郷土愛の醸成
- ・自然、伝統、文化に学ぶことによる探求心の醸成
- ・グローバル社会に対応する人材の育成
- ・地域クラブの設立と充実
- ・学校支援体制の充実

◇ふるさと新庄に学び郷土愛を育みます。自然を知り、環境を学び、防災の知識や行動力、探求心を育みます。地域クラブの設立により、運動や文化・芸術に親しむ機会を確保し、健やかな心と体を育みます。また、地域全体で子どもを育てる体制を整えます。

(2) 生涯学習

- ・生涯学習の振興
- ・社会教育施設の充実
- ・地域の伝統や文化の維持向上
- ・文化財の保存と活用
- ・スポーツの振興

◇地域の特性や住民ニーズに応じた、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供し、その成果を自己の成長と地域の活性化に生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりを目指します。また、地域の文化遺産や伝統・文化の

保護・保存と活用、芸術・文化の振興を図るとともに、スポーツの振興を図ります。

5 点検・評価等

(1) 点検と評価

教育委員会では、「新庄村教育振興基本計画」を基に、毎年、重点的に取り組んだ事業（教育行政重点施策）の執行状況等について自ら点検及び評価を行います。その結果について評価委員から意見をいただいた後、報告書を作成し、議会へ提出するとともに、村民へ公表します。

(2) 計画の見直し

点検・評価の結果を受けて、主要事業、予算に反映させるよう見直しや改善方法の検討を行います。

第4章 新庄村教育振興基本計画の施策の展開

基本方針（１）ア 子どもに関する教育（学校における子ども教育）

施策１ 保・小・中を通して一貫したカリキュラムマネジメントによるきめ細やかな教育を推進します。

背景

- ・就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国においては、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとし、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本村においても、乳幼児の保護者の子育て支援を一層進めることが求められています。
- ・本村では、質の高い就学前教育を推進し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ることが求められています。
- ・夢と志を持って、可能性に挑戦するために必要な力を身につけ、村を拠点に活躍したり日本あるいは世界で活躍したりする人材を育成するためには確かな学力を身につけることが重要になります。そのために子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。教師が単に知識を伝えるような古い教育から脱却し、問題解決学習、体験学習、探求的学習などを取り入れたアクティブ・ラーニングを積極的に推進し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進やカリキュラムマネジメント※5の確立が求められます。
- ・本村の学力の状況については、全国学力・学習状況調査の結果から、小学校、中学校共に県内の平均とほぼ同様の傾向を示しています。また、落ち着いた学習環境を実現し、集中して授業に取り組むことができます。しかし、読解力や活用力には依然課題があり、子ども一人一人に応じた指導や家庭と連携した学習習慣の定着等に取り組むことが必要です。
- ・益々進む社会のグローバル化や高度情報化に対応するため、特に、英語教育や国際理解教育、ICT活用力を高めるための情報教育等の充実が求められています。
- ・読書活動については、県立図書館の利用や公民館・民間団体との連携により、授業での活用や読み聞かせ活動の充実を図り、学力の基礎となる読む力や考える力を育てることが大切です。
- ・子どもの体力は、長期的に低下もしくは停滞傾向にあり、生涯にわたって運動に親しむ資質能力の育成が求められています。
- ・子どもの健康に係る問題が多様化している現状を踏まえ、子どもの基本的生活習慣の定着や健康な体の育成のために、家庭と学校が連携した健康・体力づくりが求められています。また、0歳から10歳の間に育成されると研究されている非認知能力※6

についても家庭と学校と保育所の連携が重要となります。

- ・一人一人のニーズにあった適切な支援や教育上の特別な支援を含めた体制の整備を進めることが大切です。

施策の方向性と評価指標 （今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●保小接続カリキュラム ※7の実施や幼児と児童が関わる機会を多くし保育所と小学校の連携を強化します。	○保小接続カリキュラムの実施 ○幼児と児童の年間交流プラン実施 ○親育ち応援学習プログラムの実施 ○保育所の小学校体育館・校庭利用による幼少期からの調整力・運動能力・体力の向上
●相互乗り入れ授業、合同行事、職員研修を計画的に実施し小中一貫教育校としてより充実させます。	○小中をつなぐ教育課程の作成とカリキュラム・マネジメントの実施 ○小学校の教科担任制推進 ○小学校教員の中学生学力向上支援 ○小中合同行事における学年別評価規準改善 ○小中合同授業研究の開催 ○研究成果の村外への公開
●基礎学力の徹底は基より情報活用能力や英語力などこれから身につけさせたい学力の育成を図ります。	○一人一人に応じた学力向上プログラムの実施 ○家庭学習習慣の定着に向けた取組 ○A Iやデータを理解し、使いこなす力を身に付けるとともにプログラミング学習や通常授業でのICT活用による情報活用能力育成 ○A L T ※8の保育所から中学校までの活用 ○英語検定、漢字検定、算数・数学検定の受検補助 ○英会話教室による英語能力アップ支援 ○子どもの読書活動の推進
●「目標に向かってがんばる」「人と上手に交わる」「自分の心をコントロールする」などの非認知能力を育むとともに多様な学びの場を提供します。	○家庭や学校、地域で身につけたい「くらしのめやす」の啓発 ○子育てを支援するセミナーや講演会の開催 ○家庭教育支援チームの取組による支援の充実 ○校内の特別支援教育体制の充実(支援員配置)と適切な就学支援 ○不登校等の諸環境における就学・教育の支援

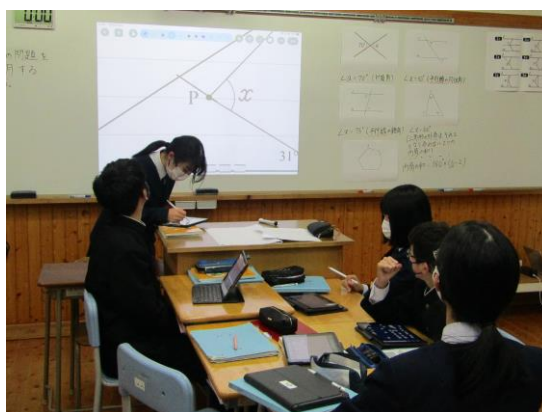
評価指標	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
児童生徒アンケート項目「学校へ行くのが楽しい」に対しA Bの肯定的な回答をした割合	小学校 84% 中学校 78%	小学校 90% 中学校 90%
児童生徒アンケート項目「授業は、分かりやすく楽しい」に対しA Bの肯定的な回答をした割合	小学校 94% 中学校 89% ※中は10教科平均	小学校 95% 中学校 95%
児童生徒アンケート項目「学年に応じた家庭学習時間に取り組んでいる」に対しA Bの肯定的な回答をした割合	小学校 69% 中学校 89%	小学校 80% 中学校 90%
中学校卒業時 英語検定3級以上の受験者数の割合（中学校卒業程度）	50% (中学生9/18)	80%以上

* アンケートは、児童・生徒・保護者に毎年実施する学校評価アンケートを使用します。

アンケートの回答は、A（そう思う）、B（どちらかといえばそう思う）、C（どちらかといえばそうは思わない）、D（そう思わない）の4段階に分かれています。



家庭科保育所



I C T 機器を使った授業



7年生A L T 授業

施策2 小中一貫教育を基盤とし、指導力のある優秀な教員の育成と学力向上につながる教育環境づくりを行います。

背景

- ・教育効果を上げるためには、教師の指導力を向上させることが重要であると考えます。以前から小学校と中学校の研修を合同で行い授業研究の充実を図ってきました。小中一貫教育校として合同研修、研究授業の回数、外部講師を活用する機会が増えました。また、先進校視察や研修会への参加者も年々増加しており、一層の充実が求められます。
- ・新学習指導要領の実施により道徳や小学校の英語、プログラミング学習、ふるさと新庄学から学ぶ郷土学習等の指導力やICT活用力の向上に重点を置き、県教育センターや教育事務所と連携し職員研修や授業研究の内容を充実させるとともに、教師の支援・補助となる様々な人的配置を充実することが求められます。
- ・子どもたちに質の高い教育環境を提供するためには、学習指導要領等に応示された指導内容を踏まえて、ICT環境やICT教材の整備充実が必要です。現在、タブレット端末が児童生徒と教師に配備されていますが、今後学習ツールとして授業に有効活用することが求められており、導入・整備を計画的に進めるだけでなく児童生徒や教員の情報活用能力の育成が重要です。
- ・学校施設・設備を適切に更新し、児童生徒・教職員が安全で過ごしやすい学校施設の整備が必要です。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●小学校と中学校の新学習指導要領に準拠した学習が円滑に実施できるための人的環境や教育環境を整えます。	○学習支援員の配置 ○ICTを活用した教育の推進（デジタル教科書、遠隔授業、ICT支援員（技術者）の確保） ○校務支援システムの活用、改善 ○プログラミング教育、総合的な学習における民間機関との連携 ○県の教育関係機関との連携
●小中一貫教育の課題と成果を毎年検証し改善に努めます。	○外部講師を招聘した小中合同研修会の開催 ○学校評価に小中一貫教育の項目を導入 ○村内外から評価を得るための公開研究発表会の開催 ○新庄学園ホームページによる情報発信

評価指標	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
タブレット台数	小中学校1人1台	小中学校1人1台
外部講師を招聘した小中合同研修会の開催（大学教授等、県指導主事）	7回	10回
公開研究発表会	毎年自主開催	毎年自主開催
学校施設・設備の更新	蛍光灯 水銀灯	全施設照明のLED化



公開研究授業



小中合同研修

施策3 地域とともにある開かれた学校づくりに取り組みます。

背景

- ・学校と家庭・地域が連携し、地域学校協働本部事業※9 やコミュニティ・スクール等の推進により、学社融合して家庭や地域の教育力を一層高め、社会全体で子どもの健全育成を図る体制づくりと場づくりを行っています。引き続き、より多くの方が関わりを持ち、地域の中心にある学校づくりが必要です。
- ・子どもが、安心して学び、安全に生活する場であるとともに、災害時の緊急避難場所としての役割を果たす学校教育施設に対して、引き続き、耐震化や耐震対策、緊急度に応じて、適宜必要な改修や整備が求められます。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を行います。	○小学校体育館の階段昇降機の設置 ○小学校裏玄関のスロープ設置 ○小中学校校舎棟の自動昇降機設置 ○空き教室開放のための利用マニュアル作成（図書室、音楽ホール、美術室、パソコン室）
●施設設備の耐震性の確認や必要な耐震化を行います。	○専門家による耐震性の確認の実施（1回/3年） ○プールの再整備
●地産地消に配慮した安心安全な給食の提供と食育の推進に取組ます。	○地産地消の推進 ○地域の食材を活かした食育の推進 ○保育所を含めた給食センター整備の検討

評 価 指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
小学校玄関のスロープ設置	0箇所	1箇所
学習発表会への地域の方の参加人数の増加	78人	80人
地域食材を用いた給食の日	2回	3回

基本方針（１）イ 子どもに関する教育（地域における子ども教育）

施策４ 新庄村の「人材と資源（ふるさと新庄）」を活用し、地域に根ざした教育を進め、郷土愛や道徳心・探求心を育みます。

背景

- ・ふるさとの自然、文化、伝統、福祉、未来等を題材にして、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする地域に根ざした教育が求められています。また、地形や地勢、居住環境、気象条件などを知り、防災力を高めることが求められます。
- ・学校教育に幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指す必要があります。そのため、教育に積極的に参画してもらうコミュニティ・スクールによる、家庭や地域の声を大切にしながら、『ふるさと新庄学』を基盤にして子どもたちが地域に積極的に出かけ、地域の人とのつながりを深め、地域ぐるみで子どもを育てる支援体制を構築することが求められます。
- ・正しい職業観・勤労観を身に付けるとともに、夢や志を持ち、自己の在り方や生き方を学ぶキャリア教育、体験活動・ボランティア活動等の充実を図ることが重要です。

施策の方向性と評価指標（今後５年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●『ふるさと新庄学』、 『家庭学習がんばり週間』、 『行事や文化活動』などで家庭や地域の教育力を活かし、郷土愛や道徳心、探求心、防災力を育みます。	○『ふるさと新庄学』における村民との交流学习の実施 ○『家庭学習がんばり週間』による家庭教育力活用 ○伝統行事や文化活動に興味を持ち積極的に参加する取組 ○地理や地誌を知り防災力を高める取組
●幼児教育・義務教育を通し新庄の歴史、文化、未来を考える『ふるさと新庄学』を実践し地域に根ざした教育を進めます。	○『ふるさと新庄学』のカリキュラム・マネジメント作成 ○合同学習発表会でのふるさと学習成果発表 ○中学生による村への提案発表や実践活動

●村民と学校との協働関係を拡充し新庄村の人材と資源を活用していきます。	○地域学校協働本部事業に関わるボランティアの登録者の増員 ○小中学校の授業におけるボランティア活用 ○コミュニティ・スクールの推進
--	--

評価指標	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
児童生徒アンケート項目「『ふるさと新庄学』には、とても楽しく取り組んでいる。やりがいがある。」に対しA Bの肯定的な回答をした割合	小学校 94% 中学校 94%	小学校 95% 中学校 95%
保護者アンケート項目「学校は、「ふるさと新庄学」など、（小中一貫して）体験的・探求的な学習活動の充実に取り組んでいる」に対しA Bの肯定的な回答をした割合	小学校 92% 中学校 94%	小学校 95% 中学校 95%
学校運営協議会の開催回数	4回	6回



ボランティア感謝の会



ふるさと新庄学

施策5 グローバル社会に対応する人材や未来を切り拓いていける人材を育みます。

背景

- 外国人技能実習生やインバウンドの増加など、ますます進む社会のグローバル化に対応するため、多様な人々とのコミュニケーションが図れる環境づくりが必要です。
- 学校や地域外の多様な人々との交流を行い、物怖じしない行動力を養うことは、未来を切り拓く力を養うことに繋がります。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●英語学習の充実を図り、習熟度に応じた語学体験機会を設けます。	○英検取得の助成 ○英会話教室 ○オンラインを活用した英語学習 ○国内ホームステイなどの英語学習機会への参加 ○オンラインを活用した海外との交流 ○海外短期留学助成（高校生）
●他校との交流を実施し、同世代の子どもと交流する機会を設けます。	○オンラインや対面での他校との交流

評 価 指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
語学ホームステイの参加人数	—	5人
海外長期留学や国際間交流を行う人材	—	1人
他校とのオンラインや対面での交流会の実施	5回	7回

施策6 スポーツや文化・芸術に親しむ機会を作り、健やかな体と心を育みます。

背景

- ・中学校教員の働き方改革が進む中で、スポーツ庁及び文化庁により学校部活動の地域連携及び地域の運営団体による地域クラブへの移行に取り組むことが示されました。都市部のような地域クラブの受け皿となる団体・スポーツクラブが立地しない新庄村においては、各社会体育・文化団体と学校、行政が協働して地域クラブを設立し、子どもたちがスポーツや文化・芸術に親しむ機会を確保する必要があります。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●地域クラブを設立し、活動を充実させる取組を行います。	○地域クラブの設立・運用 ○地域スポーツ活動の環境整備

評 価 指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
地域クラブの設立 社会体育、文化活動への生徒の参加割合	0団体 59%	1団体 80%

基本方針（２） 生涯学習

施策７ 子どもから大人まで学習や文化活動を通して交流できる場を提供します。

背景

- ・少年非行や問題行動、さらには不登校やひきこもりが社会問題となっています。村民が学校に気軽に足を運び、子どもたちと交流できる場を学校に設定することで、青少年の健全育成を図ることが可能となります。
- ・図書館については、読書活動推進、交流の場として、また、郷土資料や書籍の保存等の機能を併せ持つ、生涯学習の拠点施設としての役割が期待されています。
- ・子どもの読書活動の推進については、学校・家庭・地域が相互に連携し、読書環境を整備し、読書活動の一層の充実を図る必要があります。

施策の方向性と評価指標（今後５年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●公民館を多様な居場所に設定し、図書利用や自習、文化活動が行える施設に再整備します。	○図書館機能の充実 ○ホールの整備 ○村民が集まるいこいの場の提供 ○生涯学習活動を支援する環境づくり
●学校教育活動や社会教育活動を活用して子どもと村民が学校等の施設を活用した交流機会を提供します。	○タブレットやパソコンの使用方法を学ぶ教室開催 ○子どもの読書活動の推進 ○図画工作や美術の授業への受講 ○火災時の避難訓練や救急法の共同開催
●学校や公民館の図書館をつなげ村民に『いこいの場』を提供します。	○小学校・中学校・公民館の図書館のネットワーク化 ○ネットワーク化した図書の村民への貸出 ○小学校・中学校・公民館での図書の閲覧
●文化財の保全と活用を図ります。	○中ノ谷横穴墓や防空監視哨など、文化財未登録資源等も含めた文化財の保全と活用

評 価 指 標	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
子どもと村民の交流事業・交流 行事回数	14回	学期5回
公民館利用人数	延べ約6000人	延べ約6000人

施策8 地域団体や郷土出身者を活用して文化的な活動を実施します。

背景

- ・複雑多様化する地域課題や学習ニーズへ対応するため、学びによる人づくり、地域づくりにつながる社会教育、公民館講座や研修会の開催が求められています。
- ・生活意識や価値観の多様化による文化、芸術に対する関心や期待に応えられる、魅力ある展覧会や鑑賞会の開催など幅広い文化・芸術の振興が求められています。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●読み聞かせ等の規範意識や豊かな感性を育む活動を実施します。	○沢塾（公営塾）と学校との個に応じた指導の連携 ○英会話教室の実施 ○読み聞かせによる学校への出前教室実施 ○映画会の実施
●芸術活動や文化的な活動を、村民を対象に実施します。	○陶芸教室の開催 ○写真教室の開催 ○生涯学習のつどいの開催 ○ふるさと文化祭の開催 ○地域クラブの設立



読み聞かせ



星空映画会

施策9 地域の伝統や文化の維持向上を図るとともにライフスタイルにあったスポーツの振興を図ります。

背景

- ・本村に残る貴重な文化遺産や伝統芸能、自然の価値を深く理解し継承するとともに、大切な財産として保護・保存し、次世代へ伝えていく必要があります。
- ・社会・経済環境の変化に伴って歴史的風致が失われている中、歴史的町並みを形成する景観を保全するため、地域と一体となって歴史的建造物の保存修理や修景を行っていくことが重要となっています。
- ・人生100年時代を迎え、健康年齢を高める取組の必要性が言われています。いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむことのできる機会の提供が求められます。また、体力向上やリハビリに活用できるトレーニング施設の整備は健康年齢を高めることに寄与します。
- ・子どものスポーツ活動は、部活動の地域移行や少子化による種目などの偏りなど目まぐるしい変化が生じています。また、指導員の世代交代による養成が必要になっています。

施策の方向性と評価指標（今後5年間に取り組む施策の基本的方向性と評価指標）

方 向 性	主 な 取 組
●伝統や文化の維持向上を図り新庄の魅力を高めます。	○文化遺産や伝統芸能の保護・保存とデジタルアーカイブ化 ○社会教育施設・文化施設の整備と管理
●子どもから高齢者までそれぞれのライフスタイルにあった生涯スポーツ社会を推進します。	○村民運動会の開催 ○スポーツチャレンジデーの実施 ○新春ジョギング大会の開催 ○地域人材の育成 ○子どものスポーツ活動の運営補助や指導者の育成 ○体育館の活用促進 ○トレーニング施設の設置 ○地域クラブの設立

評 価 指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
資料のリスト作成とアーカイブ化	なし	アーカイブ化の完成
スポーツチャレンジデーの参加率	50%	毎年60%超

ジュニアスポーツ加入率	67%	80%
-------------	-----	-----



グラウンドゴルフ



チャレンジデー

○用語解説

1 子ども・子育て支援新制度 (P.2)

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。

2 超スマート社会 (Society5.0) (P.3)

政府の総合科学技術・イノベーション会議で検討された 2016 年度から 5 年間の科学技術政策の基本指針。この基本指針を第 5 期科学技術基本計画といい、その中でソサエティ 5.0 について、「狩猟、農耕、工業、情報社会に続く、人間中心の社会をつくり、データと技術が統合された暮らしやすい社会を目指す」ということが説明されている。

3 ICT (情報通信技術) (P.3)

Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、コンピュータなどの情報に関わる機械や器具を用いた情報を保存、加工、伝送する技術。

4 コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) (P.6)

学校と保護者や地域住民で「学校運営協議会」を組織し、学校運営に地域の意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める制度で、学校運営の基本方針の承認や、教育活動への意見具申等の取り組み。

5 カリキュラムマネジメント (P.12)

各学校が学校教育目標を立て、子どもたちに育みたい力を明確にし、これを実現するために教科間の連携を図りながら教育活動に臨むこと。また、教育課程の計画 (Plan) ・実施 (Do) ・評価 (Check) ・改善 (Action) を行っていく、質的向上を図っていくこと。

6 非認知能力 (P.13)

非認知能力とは、例えば、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など。数がわかる、字が書けるなど、IQ などで測れる力を「認知能力」と呼ぶ一方で、IQ などで測れない内面の力を「非認知能力」と呼ぶ。

7 保小接続カリキュラム (P.13)

県教育委員会が、幼児教育 (幼稚園、保育所、認定こども園での教育・保育) と小学校教育を円滑に接続し、接続期に育てたい「3つの力 (生活する力・人とのかか

わる力・学ぶ力)」を育成する取組を推進するため「保幼小接続スタンダード」を作成した。このスタンダードを活用して、保幼小の交流の一層の促進を図るため、平成 30 年度を目途に、小学校区単位で作成を目指した「接続カリキュラム」。

8 ALT（外国語指導助手）（P.13）

Assistant Language Teacher の略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人の指導助手。国が 87 年から実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」（通称・JET プログラム）が代表的。

9 地域学校協働本部事業（P.17）

学校や公民館等に「学校支援地域本部」を設置し、学校と地域の調整役を担うコーディネーターを配置して、地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育活動の支援を行う文部科学省の推進事業。

○新庄村教育振興基本計画策定委員会設置規則

平成 30 年 2 月 26 日

教委告示第 3 号

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、本村における教育振興のための施策に関する計画を定めるため、新庄村教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、新庄村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、新庄村教育振興基本計画の策定に関し、必要な審議、検討を行い、答申を行うものとする。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者を代表する者
- （3）教育関係者
- （4）各種団体を代表する者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでの間とする。ただし、任期に定めがある役職に就いている委員がその職を辞し、欠員が生じたときは直ちに委員を補充することとする。その任期は前任者の残任期間とする。

（組織）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかれる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は原則公開とする。

（報酬）

第6条 委員の報酬は、新庄村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第6号)の規定により支給する。ただし、常勤の県及び新庄村職員のうちから委嘱又は任命された委員については、支給しないものとする。

(事務)

第7条 策定委員会の事務は、教育委員会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

○新庄村教育振興基本計画策定委員会

新庄村教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	選出区分	氏 名 ◎：委員長 ○：副委員長	役 職
1	学識経験者	田村 知之	津山教育事務所次長
2	保護者代表	深井 英俊	新庄学園PTA代表
3	保護者代表	清川 有紀	新庄村保育所保護者代表
4	教育関係者	◎小林 圓裕	新庄村立新庄小学校校長
5	教育関係者	○川上 芳朗	新庄村立新庄中学校校長
6	教育関係者	柴田 清	新庄村保育所所長
7	各種団体代表者	上田 雄喜	ジュニアスポーツクラブ会長
8	各種団体代表者	金盛 啓子	風の子文庫代表
9	各種団体代表者	千葉 恭子	三味線教室代表
10	各種団体代表者	方川 進	学校支援ボランティア
11	事務局	新家 道正	新庄村教育委員会指導主事
12	事務局	高岡 秀行 池田 洋文	新庄村教育委員会課長（R6.4～6） 新庄村教育委員会係長（R6.7～）
13	事務局	川端 佑始	新庄村教育委員会主事

新庄村教育振興基本計画策定委員会の開催内容等

	開催期日	検 討 内 容
第1回	令和6年5月27日（月） 14:00～	・講演（岡山大学大学院教育学研究科 熊谷教授） ・現計画の説明と今後の進め方について
第2回	令和6年7月4日（木） 10:00～	・講演（岡山大学教師教育開発センター 高旗教授） ・令和5年度までの施策進捗状況
第3回	令和6年8月6日（火） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画素案検討 グループワーク
第4回	令和6年9月10日（火） 13:00～	・視察（日野学園）
第5回	令和6年10月8日（火） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画素案検討
第6回	令和6年11月12日（火） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画の最終検討
第7回	令和6年12月11日（水） 14:00～	・新庄村教育振興基本計画の最終確認